２０１８年度奨学生募集要項

公益財団法人 神野教育財団

２０１８年度奨学生を下記により募集いたします。

記

１．応募資格　以下の要件を全て満たす方とします。

（１）２０１８年４月現在、大学院修士または博士課程に在籍する学生

（２）品行方正で、学業に優れ、かつ健康である方

（３）経済的理由により大学におけるゆとりある修学が困難な方

注：家計収入等を確認いたしますが、応募制限は設けません。

（４）学長の推薦があること

２．募集人員　２０１８年度指定校　大学院生　各１名

３．給付内容

（１）給付額　年額５０万円とし、返済の義務はありません。

（２）給付期間　２０１８年４月～２０１９年３月（１年間）

（３）給付方法　①原則として、７月・１２月に年額の半額を給付いたします。

②給付は銀行振込といたします。

４．応募手続

次の書類を学校経由で２０１８年６月２８日（木）（必着）までに当財団に提出してください。なお、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

①奨学生願書　②推薦書（学長）　③在学証明書　④学業成績証明書（直近のもの）

⑤健康診断書（校医証明のある定期健康診断の写でも可）

５．選考と結果通知

奨学生の採用は当財団の所定の手続きを経て決定します。結果は７月中旬に学校を通して通知いたします。

６．決定後の行事・手続きについて

（１）奨学生採用通知書授与式

奨学生採用通知書授与式を２０１８年７月下旬または８月上旬に実施しますので、出席願います。

（２）年度終了時の報告

奨学生は年度終了時、２０１９年４月末日までに次の書類を当財団に提出してください。

①生活状況報告書　②学業成績証明書

７．奨学金給付の停止及び取消しについて

（１）奨学生が奨学金給付を辞退した場合、あるいは退学、死亡した場合、その他修学が困難となった場合は、奨学金の給付を停止または取消します。この場合、給付済みの奨学金があれば、財団所定の金額を返還していただくことがあります。

（２）奨学生が休学するか、停学処分を受けた場合は、奨学金の給付を停止します。

（３）提出した書類に偽りの記載があった場合、または当財団が必要とする報告を怠った場合は、奨学金の給付を取消し、給付した奨学金全額を返還していただくことがあります。

８．個人情報の保護について

当財団は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第 57 号）並びに関連する各種法令及び関係省庁のガイドラインを遵守します。

以上

（問合せ先）

〒４４０－８５３３　豊橋市駅前大通一丁目５５番地　サーラタワー

株式会社サーラコーポレーション　人事戦略グループ内

公益財団法人 神野教育財団　事務局　（担当：大辻祥子）

TEL：0532-51-1158／FAX：0532-51-1159／E-mail：info@kaminozaidan.jp